

基本方針





第3章 基本方針

1 基本方針

旧計画では、「都市をささえる緑と水辺を守り、つくり、育てていく」「区民に身近な緑と水辺のネットワークをつくり、育てていく」「緑や水辺を大切にする心をはぐくみ、緑のパートナーシップを育てていく」を基本方針として掲げていました。本計画においても、この考え方を引き継ぎながら、地域力を最大限に活かしつつ、新たな課題にも対応した以下の4つの基本方針に基づき、取組を進めます。



第3章 基本方針

基本方針
I

地域力を活かし、笑顔につながるみどりをみんなで育てます

みどりのまちづくりは地域力を活かし、地域力に支えられて進めていくことが大切です。みどりを「守り」「つくり」「育て」「つなげ」、区民がみどりに親しみながらこころ豊かに暮らせるまちを目指します。

区民が積極的にみどりと関わりを持てるよう、地域のみどりに関する活動を推進し、みどりをみんなで育てるということを意識できる場を増やしていくことが、こころ豊かに笑顔で暮らすことにつながると考えます。

区民の力、事業者の力、そして行政の力を結集して、新たな課題に対応できる笑顔につながるみどりをみんなで育てていきます。



2030年には、大田区全体にみどりの活動が広がっていることを目指します

指標	I期実績	II期目標
	2020年 (令和2年)	
みどりに関わる年間活動数*	198回	215回

* 基本方針 I に関わる区民が参加する取組を活動数とする
なお、「ふれあいパーク活動」及び「おおた花街道」については、活動対象となる公園又は道路等における活動団体数を活動数とする

調査方法 「グリーンプランおおた」の進捗管理より

今後の取組

- ◆ みどりに関わる活動の周知強化を図ることで、認知度の向上へとつなげます
- ◆ 新規の活動等について、所管課と連携をしながら目標達成へとつなげます
- ◆ 毎年行うグリーンプランおおた進捗状況報告にて継続的な調査結果を把握します

基本方針
II

空からも見える骨太なみどりでたくさんの人々をもてなします

羽田空港の再拡張、国際化に伴い、大田区は東京、そして日本の玄関口となりました。初めて来れる方が最初に見る東京の風景は大田区の風景です。

日本の玄関口となった羽田空港がある空港臨海部のみどりは、離着陸時の飛行機、つまりは空からの代表的な景観であり、みどりを増やしていくことでおもてなしの心が伝わると考えます。

また、多摩川や海辺の緑などの空からも見える骨太なみどりづくりや、蒲田駅及び大森駅周辺や羽田空港跡地・周辺部の中心拠点のみどりづくりを進め、東京、そして日本の第一印象として心に強く残るみどりのまちをつくり、育て、たくさんの人々をもてなします。



※イメージ

2030年には、空からの玄関口である空港臨海部がみどり豊かになっていることを目指します

指 標	I 期実績	II 期目標
	2020 年 (令和 2 年)	
空港臨海部埋立地での 新たな公園・緑地の整備量	8.4 ha	2030 年 (令和 12 年) 10 ha

調査方法 大田区都市基盤整備部事業概要「土木の現況」より

今後の取組

- ◆ 当初の目標(2030 年度 10ha)に向けて、公園緑地の計画的な整備を進めます

基本方針
III

大田区ならではの誇れる多様なみどりを未来へ引き継ぎます

大田区のみどりは、台地部地域の住宅街、崖線に残されている樹木のみどり、都市に残された貴重な農地、多摩川などの河川、臨海部にかけての水辺のみどり、さらにはまちなかや埋立地に新たにつくられたみどりなど、多様で特色があります。

これらの多様で特色のあるみどりや大田区を代表する豊かで特色ある自然を持つみどりの拠点を維持・更新していくこと、制度を活用して保全していくことにより、みんなが誇れるみどりを育て、地域力を活かしながらまちの宝物として未来に引き継ぎます。



2030年には、直径40cmを超える大木が大切に育てられ増えていることを目指します

指標	I期実績	II期目標
	2018年 (平成30年)	
直径40cm以上の樹木の本数 (公園・緑地、街路樹を除く)	8,531本	2030年 (令和12年) 15,000本

調査方法 大田区都市基盤整備部事業概要「土木の現況」より

今後の取組

- ◆ 「大田区みどりの実態調査」にて継続的に調査結果を把握します
- ◆ 貴重な民有緑地の保全に向けて、助成や制度については周知を行い、積極的な活用を図ります
 - 制度の活用… 特別緑地保全地区制度、生産緑地地区・特定生産緑地地区制度
 - 助成の活用… 保護樹等の制度

第3章 基本方針

基本方針
IV

暮らしを支え、こころ豊かになるみどりを増やし、つなげます

大田区には、区民の潤いのある暮らしや、余暇活動、安全・安心、快適な生活環境、美しいまちなみづくりなどを支える公園・緑地や道路、河川、海辺、公共施設などのみどりがあります。

大田区では、グリーンインフラの代表的な拠点である公園を区民みんなの身近に配置し、こころ豊かに暮らせるまちを目指し、産業や生活の基盤となる公共施設であるインフラにみどりの多様な機能をもたせるグリーンインフラの取組を進めています。

また、住宅街や商店街、事業所、工場などで地域力が生み出すみどり、大田区を訪れる人々へのおもてなしのみどりなどもあります。これらの緑に活用・更新する視点を加え、暮らしを支え、こころ豊かになるみどりをつなげます。



2030年には、すべての地域に身近な公園が配置されていることを目指します

指 標	I 期実績	II 期目標
	2020年 (令和2年)	
暮らしを支える 身近な公園の充足率	97%	2030年 (令和12年) 100%

調査方法 「大田区公園緑地等箇所図」より分析

- ◆ 250m(徒歩で約5分)以内に公園があるということを「身近な公園が充足している」として評価
- ◆ 空港臨海部地域を除いた内陸部での充足率

今後の取組

- ◆ 充足率の上昇に向けて、公園配置が望ましい地域での整備を推進します

2 “おおた”のみどり方針

みどりの配置方針に基づき、みどりのまちづくりを効果的に進め、良好な都市環境を将来に引き継いでいくために、みどりの確保と整備の方向性を示した“おおた”のみどり方針を定めました。

(1) まちのみどりの方針

1) みどりの条例による総合的な取組

- ◆ 地域力を活かしたみどりのまちづくりを進めるために、区民・事業者及び大田区がそれぞれ連携してみどりを守り、創り、育み、区民にとってかけがえのないみどり豊かな美しい街の実現に取り組みます。

2) 緑化重点地区

- ◆ 緑化重点地区とは、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。
- ◆ 大田区では、前期の計画策定時に、施策の取組状況やみどりの概況と課題などを総合的に判断し、緑化の推進や緑の保全のため、大田区全域を緑化重点地区に指定しています。



3) グリーンインフラの整備

- ◆ グリーンインフラとは、日々の生活や産業など、生活をよくするうえで不可欠な社会基盤であるガス・上下水道や道路、公共施設等のインフラストラクチャー(=インフラ)に、自然環境(グリーン)が有する機能を取り入れ、様々な課題解決につなげることを指します。
- ◆ 公園・緑地、河川、池等の大田区が有する自然環境を活用し、雨水の貯留・浸透による防災・減災、生物生息空間の創出、地域振興などグリーンインフラが有する多様な効果創出を検討していきます。



4) 魅力あるみどりの創出

- ◆ 緑の満足度を向上するためには、身近な場所で水や緑にふれあい親しむことができる環境が重要です。
- ◆ 緑を増やし保全する取組に加え、これまで以上に質に関する取組が必要です。
- ◆ 景観アドバイザー制度を利用した地域力を活かしたみどり空間の演出を図ることで、地域の魅力アップへつなげます。



5) みどりの維持・更新

- ◆ 大田区内に残された貴重な緑を適切に保全していくために、近年の激甚化する気象災害による危険性に応じた措置が求められています。
- ◆ 公共施設の樹木や街路樹については、周辺環境への安全性の確保を考慮し、樹木の更新等の植栽管理に努めます。



6) 持続的なみどりのまちづくり

- ◆ 社会経済状況が変化する中で、持続的なみどりのまちづくりを進めていくためには、安定的な財源の確保が必要です。
- ◆ 区民がみどりのまちづくりに直接投資できるみどりの基金の創設を検討していきます。

(2) まちのみどりの確保方針

みどりのまちづくりを面的に進め、既存のみどりを守り、緑化を推進するために、まちづくり制度を活かしたまちのみどりの確保方針を示します。

1) みどりのまちづくりを進めるために

- ◆ みどりのまちづくりを効果的に推進し、みどりを着実に増やしていくためには、官民一体となることが必要です。
- ◆ 区民一人ひとりがみどりのまちづくりを支えるとともに、民間の開発に際して緑化を義務づけ、地域住民によるルールづくりを進めるなど、官民が連携したみどりのまちづくりを進め、みどりを増やします。

① 新たなみどりのまちづくり制度への取組

- 緑豊かなまちなみをつくり、まちの魅力を高め、みどりを増やしていくため、大田区みどりの条例による緑化推進や各種緑化支援制度を導入・活用していきます。

<主な制度>

- 都市緑化法に基づく緑化地域制度
- 市民緑地認定制度
- 緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度 ほか

② 既定のみどりのまちづくり制度の活用

- 良好なみどり豊かな市街地環境を地域住民が主体となり、つくり、守り、育てていくとともに、洗足池周辺や国分寺崖線周辺の台地部地域の住宅街において、都市の風致(樹林地・水辺地等で構成された良好な自然的景観)を維持していくことが重要です。
- 都市計画法で定められた地区計画制度や風致地区制度といった既定のみどりのまちづくり制度の積極的な運用を図ります。

③ さまざまなまちづくり事業との連携

- 羽田空港を抱える臨海部や、蒲田・大森などの中心拠点のまちづくり構想に基づく事業、防災まちづくりや公営住宅整備事業、民間事業者などによる市街地再開発や大規模開発事業など、まちづくり事業との連携を図り、公開空地の確保や屋上・壁面の緑化など、みどりの確保や保全に努めます。

④ 公共施設や公共空間の緑化推進

- みどりのまちづくりの推進にあたり、まずは公共施設が先導的な役割を果たす必要があります。
- 道路や公園などの公共空間の緑化推進や、新たな整備に積極的に取り組むとともに、壁面緑化や屋上緑化など様々な手法を活用した緑化の推進に取り組み、みどり豊かな都市空間の形成に努めます。



⑤ まちなかの緑化を進める取組

- 区民、事業者による身近な場所での緑化を支援するために、継続的に実施してきた生垣の造成助成や屋上緑化、壁面緑化の助成を拡大し、まちなかにある、人の目に触れる緑を増やし多くの人々のみどりへの関心を高めます。

2) 既存のみどりを守るために

- ◆ 大田区内に残された民有地の貴重な自然地や農地などは将来に引き継いでいく必要があります。
- ◆ 既存の法制度の活用や見直し拡充、新たな制度づくりなどにより、既存のみどりを守り育てます。

① 緑地保全制度の活用

- 民有地に残されている屋敷林や崖線の自然樹林地、水辺の自然地などの貴重な自然環境を保全するため、以下のような都市緑地法に基づく制度の活用を図り、みどりを守っていきます。
 - 特別緑地保全地区制度
 - 市民緑地制度(都市緑地法第55条)
 - 管理協定制度

【特別緑地保全地区の指定及び保全の方針】

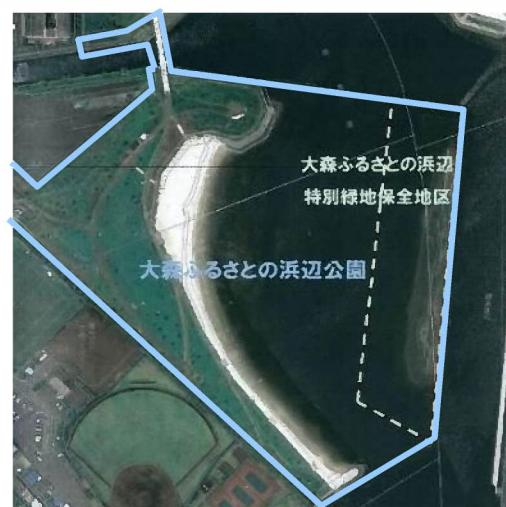
- 大田区内に残る屋敷林や社寺林等の樹林地、水辺、崖線の斜面林は、市街化が進んだ現在でも良好な自然環境を有しており、都市景観においても重要な役割を果たしています。
- これらの緑地を未来に引き継ぐために、特別緑地保全地区の指定を進め、法に基づく行為の制限などを適用していきます。
- 大田区が特別緑地保全地区を新たに定める際には、緑地保全計画(都市緑地法第4条第2項三の四)を策定し、公表します。

大田区で現在指定されている地区の保全方針は以下のとおりです。

大森ふるさとの浜辺特別緑地保全地区の保全方針

- 住民の環境学習の場や自然とのふれあいの場として保全と活用の両立を図ります。
- 区民や自然保护団体等と連携しながら、東京港における生物生息環境のネットワークを形成する重要な干潟として守り、育てていきます。

指定年月:平成17年12月
指定範囲:2.1 ha



第3章 基本方針

南馬込二丁目特別緑地保全地区の保全方針

- 武藏野台地の崖線部に残された落葉広葉樹の二次林や典型的なかつての農家の屋敷林の姿を伝える貴重な場所です。
- この樹林地を区民の貴重な財産として後世に引き継いでいくための適切な樹林地保全に努めます。

指定年月:平成 23 年 7 月

指定範囲:0.07 ha



南馬込五丁目(湯殿神社)特別緑地保全地区の保全方針

- 在原台に位置し、都市環境保全や景観上・歴史上重要な神社地内の樹林地です。
- 貴重な都市内残存緑地を区民共通の貴重な財産として後世に引き継いでいくため、適正な樹林地保全に努めます。

指定年月:令和 2 年 3 月

指定範囲:0.09 ha



西嶺町特別緑地保全地区の保全方針

- 緩やかな丘陵地の一部に残された落葉広葉樹の二次林や典型的なかつての農家の屋敷林の姿を現在に伝える貴重な場所です。
- この樹林地及び古民家を区民の貴重な財産として後世に引き継いでいくための適正な樹林地保全に努めます。

指定年月:令和 2 年 11 月

指定範囲:0.38 ha



【市民緑地制度(区民緑地)の活用】

- 土地所有者と地方公共団体が緑地を市民に公開する契約を締結することにより、土地所有者が当該緑地を市民へ公開することを支援・促進し、緑の保全を推進する制度です。

- 土地所有者には相続税の評価減等のメリットがあります。
- 大田区はこの制度を大田区みどりの条例制定時に「区民緑地」として規定しました。

【管理協定制度*の活用】

- 特別緑地保全地区などの土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度です。
- 土地所有者に対してはさらなる相続税の評価減、地方公共団体に対しては必要な整備に対して国の補助が出るというメリットがあります。

② 都市農地保全の推進

- 都市農業振興基本計画(平成 28 年)において、都市農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として大きく方向転換されました。
- 農地は、都市環境を維持するための環境保全機能や火災の延焼を遮断・遅延する機能、農業体験等のレクリエーションの場や学習の場としての機能など、多様な機能を有しています。
- わずかに残された都市農地を守り、農の風景を後世に伝えていくために生産緑地地区・特定生産緑地地区などの既存の法制度や補助制度を最大限に活用するとともに、区民農園や農業体験公園などとしての農の風景の保全支援施策を進め、都市農地のみどりを守っていきます。

③ 保護樹・樹林制度の拡充

- 「大田区みどりの条例」(平成 25 年施行)に基づき、民有地にある大木や樹林地を引き続き守り育てていくとともに、まちなかのシンボルとなるような景観みどり資源なども含め、緑の保護育成制度の拡充を図りました。

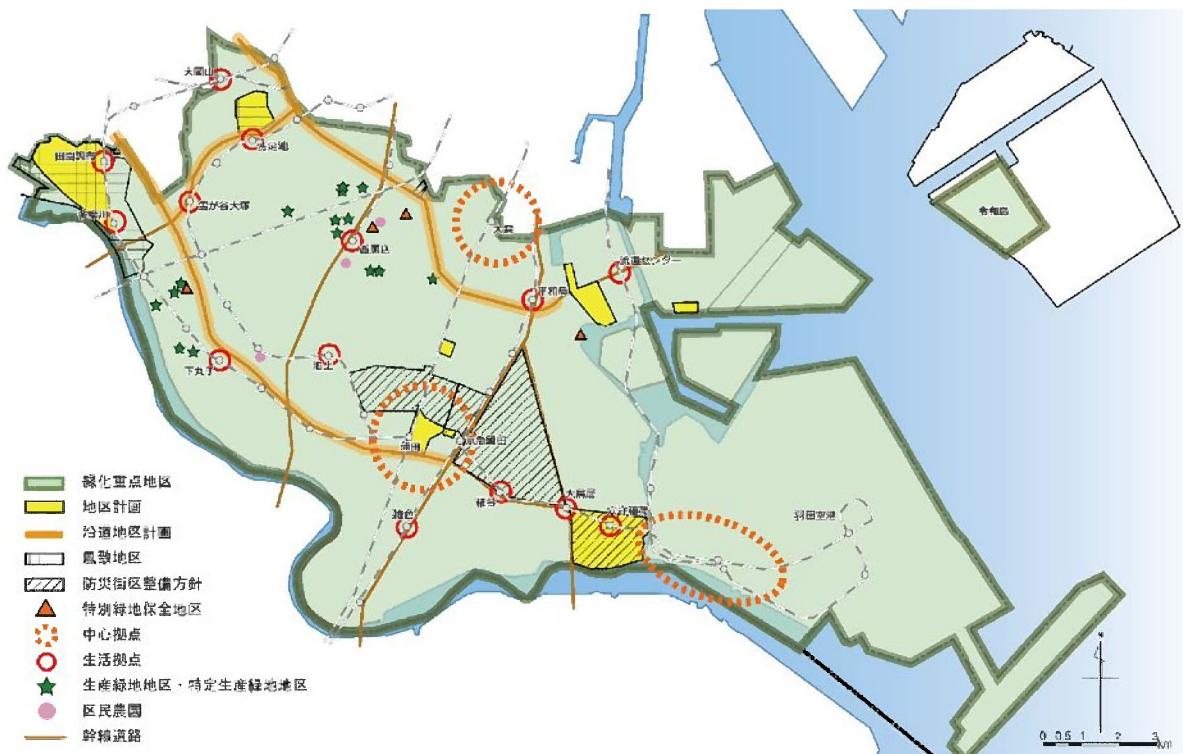


図-26 まちづくり事業におけるみどり確保方針

(3) 公園・緑地などの整備・管理の方針

1) 公園・緑地などの配置・整備方針

- ◆「都市計画公園・緑地の整備方針」(東京都・特別区・市町)に基づき、重点化を図るべき公園・緑地の選定及び検討を実施することで、優先整備区域を指定し、整備を推進していきます。
- ◆下記の方針で整備を進めることで、みどりの役割が持つ機能をさらに高めていきます。

① 身近な公園・緑地などの整備

【地域に根ざした公園・緑地の新設、拡張整備】

- 大田区内の内陸部全域で概ね徒歩5分(直線距離で約 250m)以内に公園・緑地を配置、誰もが気軽に歩いて行ける公園づくりを目指します。
- 公園未配置町丁目、公園不足地域、加えて既存公園・緑地の隣接地における用地確保を積極的に進め、脱炭素を目指したまちなかのみどりの確保、災害時の一時避難場所の確保などに努めます。

【改良整備(リニューアル)】

- 既設公園の利活用推進や地域活動につながるニーズを踏まえ、地域の魅力を高める公園の改良整備に取り組みます。

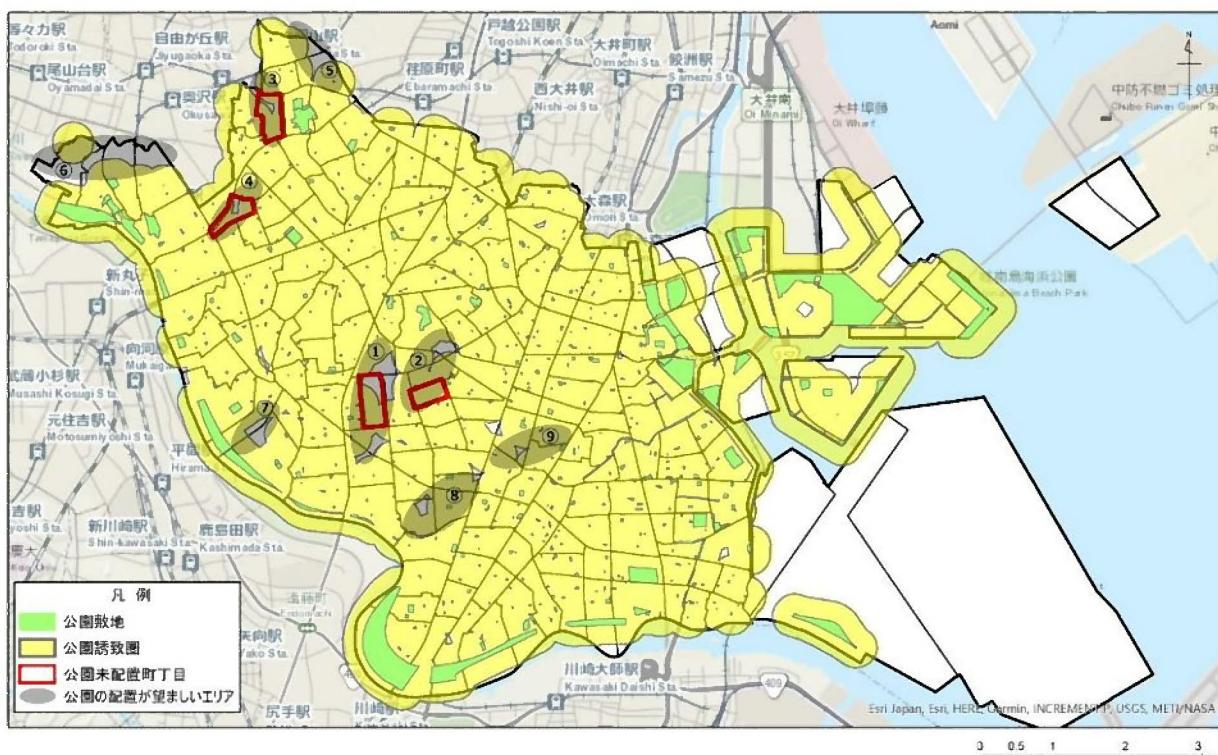


図-27 公園・緑地などの配置方針

第3章 基本方針

② 拠点公園・緑地などの整備

【拠点公園の整備】

- みどりの総合的な機能拡充を図り、みどりの拠点を形成するため「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づく優先整備区域の早期整備、早期事業化や羽田空港跡地、臨海部での新たな拠点公園の整備などにより、新たなみどりの拠点となる公園・緑地の整備に取り組みます。

【公園・緑地、緑道の整備】

- 大田区内のみどりの骨格をなす崖線やその周辺に残された希少な樹林地、屋敷林、都市農地などの保全を図り、貴重なみどりとして後世に引き継いでいくために、「緑確保の総合的な方針」(東京都)に示す緑地の確保に努めるとともに、緑地保全、農地保全、都市緑化制度等と連携した緑地公園や緑道の整備に取り組みます。

【まちづくり事業と連携した公園整備】

- 大田区内全域で不足している公園・緑地を少しでも増やしていくために、民間の大規模開発事業、木造建物の密集地域などでの防災まちづくり事業、地区公共施設の再編など、さまざまなまちづくり事業と連携し、公園・緑地などの整備に取り組みます。

【さまざまな都市公園制度の活用】

- 市街地の進んだ大田区では、まとまった空地がほとんどないことや地価が高いことなどで、公園・緑地の用地確保は公園整備の大きな課題となっています。
- 大森・蒲田駅周辺などの中心拠点や地域拠点の駅周辺などでは、公園・緑地の確保とともに、駐車場や各種公共公益施設の拡充も必要となっています。
- 大田区内全域で引き続き公園・緑地の整備とさらに効率的な管理を推進していくために、都市公園法で定める「立体都市公園制度」や「借地公園制度」などの新たな制度を活用した整備の推進や、都市公園制度を活用しながら、多様な主体による公園施設整備や利活用推進に取り組みます。

③ 公園・緑地の確保整備目標

- 本計画における公園・緑地の確保整備の努力目標量は以下のとおりとし、目標期間の 20 年間で約 20ha の公園・緑地を新たに確保、整備するよう努めます。

表-4 公園・緑地の確保整備努力目標量

種 別	2015 実績 (平成 27 年)	2016 (平成 28 年)	2021 (令和 3 年)	2031 (令和 13 年)
	累計面積(ha)			
地域に根ざした公園整備	0.40	0.5	1.0	2.0
まちづくり事業と連携した整備	0.86	0.3	0.6	1.2
拠点公園緑地の整備	1.22	0.8	7.8	15.0
自然環境保全型公園整備	0.94	1.2	1.5	1.8
確保努力目標量	3.42	2.8	10.9	20.0
達成見込率	17.1%	14.0%	54.5%	100.0%

* 確保努力目標量は、事業中及び事業化見込み箇所や、過去 10 年間の整備取組実績からの推定値です。

*「自然環境保全型公園整備」は「拠点公園などの整備」の内数としています。

- また、平成 18 年 3 月に都と区市町が共同で策定し、令和 2 年 7 月に改定された「都市計画公園・緑地の整備方針」の中で令和 11 年までに優先的に整備に着手することとしている「重点公園・緑地」の「優先整備区域」の整備状況は以下のとおりです。

表-5 都市計画公園優先整備区域の整備目標と整備状況（令和 4 年 3 月現在）

「重点公園緑地」 都市計画公園名称	都市公園の名称	優先整備区域 面積(m ²)	事業着手面積 (m ²)*	着手率 (%)	供用面積 (m ²)	供用率 (%)
多摩川台公園	多摩川台公園	5,000	0	0	0	0
洗足公園	洗足池公園	13,700	1,300	9	1,300	9
丸子多摩川公園	田園調布せせらぎ公園	18,200	9,000	49	0	0
羽田空港公園	(仮称)羽田空港公園	20,000	0	0	0	0
多摩川親水緑地	ソラムナード羽田緑地	12,000	0	0	0	0
計		68,900	10,300	32	1,300	1

* 事業認可を取得して事業を進めている事業

④ 公園・緑地などの管理方針

- 各々の公園・緑地などの規模、用途及び目的など、地域性や特色を活かした効率的・効果的な維持管理を促進し、地域に親しまれ、区民に愛される公園の運営を目指します。

【公園施設、樹木等の適切な維持管理】

- 公園施設の安全確保とライフサイクルコストを意識した維持管理を推進します。
- 植栽から経年し、老木化した樹木などには適切な処理を実施し、安全を確保します。
- 景観や自然環境保全にも配慮した剪定や樹木更新など、計画的な維持管理に努めます。

【地域ぐるみの公園整備や維持管理、利活用の推進】

- 地域に根ざした地域活動の拠点として、住民に親しまれ、地域ぐるみの公園整備や維持管理、利活用が図れるような仕組みづくりや支援に取り組みます。



多摩川台公園からの風景(田園調布)
<多摩川八景*の1つ>

【拠点公園の魅力アップ】

- 更なる区民の公園・緑地の利活用を図るため、安全・安心度を高め、すべての人にとって利用しやすい環境づくりに取り組みます。
- 多様化するニーズに対応できるよう、公民連携の可能性について検討を進め、大規模公園・緑地の魅力アップに取り組みます。
- みどりの拠点にある多摩川台公園や洗足池公園、平和の森公園などの大規模公共緑地などにおいては、将来に引き継いでいくべき貴重なみどりとして、適正な自然環境の保全・再生に取り組みます。

(4) みどりのネットワークの整備方針

みどりの機能を高めていくには、拠点となる公園・緑地の整備とともにみどりのネットワークを充実させていくことが重要です。

歩行者や自転車の移動系統である暮らしの中の道は区民生活の利便性を高め、散策路は区民の余暇活動や健康増進に寄与します。さらに、「みどりのネットワーク」は生物の多様性を支える生き物の移動ルートにもなります。これらを活かしていくためには、樹木の適切な維持管理を行うことや、大田区内での事業の連携とともに近隣自治体の計画との整合性を図り連携していくことも重要です。

また、区民・事業者・行政が一体となって民有地の緑化に取り組んでいく必要があります。

「つながるみどり」を拡充するため、次の5つの方針に基づき取り組みます。

1) 都市計画道路の整備推進

- ◆ 大田区内交通の円滑化を図るとともに、みどりのネットワークの主軸であり災害時の避難路や緊急物資の輸送路としても重要な都市計画道路について、現在事業中の路線や平成28年3月に都区市町が協働で策定した「東京における都市計画道路の整備方針」の第四次事業化計画優先整備路線の整備を進めます。
- ◆ 国道や都道の未整備箇所の早期事業化に向け働きかけています。

2) みどりの散策路網の拡充、整備

- ◆ 空からも見える骨太なみどりの骨格である多摩川や呑川、臨海部の運河沿いや、台地部の崖線沿いのみどりづくりを進めます。
- ◆ 区民の暮らしを支える歩行者や自転車等の日常の移動ルートや、区民の余暇活動や健康増進を図るための散策路などとして、大田区内のみどりのネットワークの骨格となる主要な緑道、散策路などを整備し、環境軸の形成に努めます。
- ◆ バリアフリー化や桜の維持・更新などを見据えた再整備や休憩拠点の整備、魅力アップに取り組みます。

3) みどりの補助ネットワークづくり

- ◆ みどりのネットワークがより区民の暮らしに根づき、身近なものとして利活用されるように、散策や通勤・通学など、多くの区民にとっての日常の行動経路(バス通りや歩道のある道路、シンボル道路、ふれあい道路など)や水路跡などの既存緑道を活用した更なるみどりの補助ネットワークづくりに取り組みます。

4) 歴史と文化と自然の散歩道づくり

- ◆ みどりのネットワークを活かしながら、大田区内に残されている歴史的、文化的に貴重な景観みどり資源を活かしたみどりのまちづくりを進めていくために、多くの区民や来街者に楽しみ、親しんでもらえるような、地域の歴史・文化や自然の魅力を探訪できる散策路づくりに取り組みます。

5) 街路樹の適切な維持管理

- ◆ 街路樹は地域住民にとって、四季を感じる最も身近な緑であるとともに、都市の景観形成など重要な役割を担っています。
- ◆ みどりのネットワークを持続し、区民の暮らしにより浸透するように、樹木の適切な管理が必要となります。
- ◆ 道路構成に合わせた配置や剪定、樹木更新など、計画的な維持管理に努め、魅力あるみどりのネットワークづくりに取り組みます。

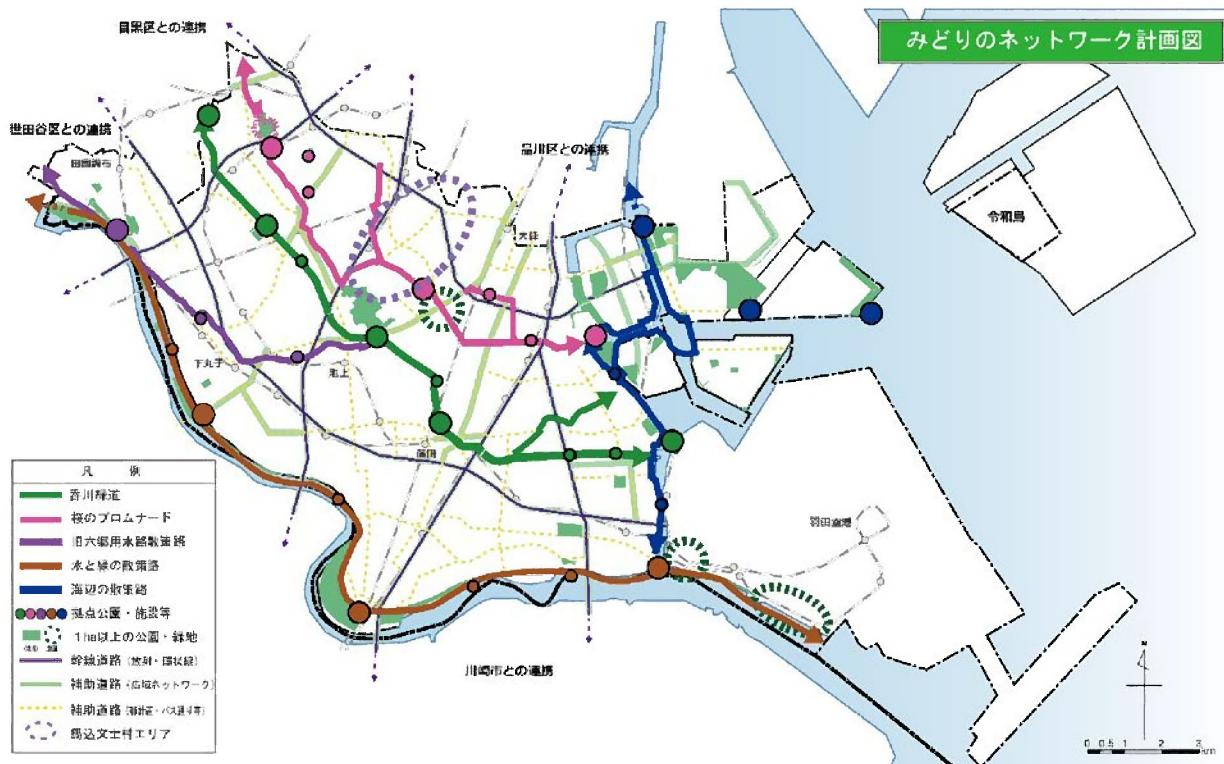


図-28 みどりのネットワーク計画図



図-29 大田区自然観察路モデルルート

(5) 周辺自治体との広域連携方針

大田区のみどりの将来像を実現していくための、近隣区市との広域的なみどりのネットワークづくりの連携の方向性やイメージは以下のとおりです。

【連携の方向性】

- ◆ 公園・緑地配置計画の補完
- ◆ 防災避難場所となる大規模緑地の確保
- ◆ 河川、崖線系統の環境軸としての連続性確保
- ◆ 幹線道路系統の連続性確保
- ◆ 散策路系統の連続性確保
- ◆ 景観の連続性確保
- ◆ みどりの広域的な課題に関する調整



図-30 近隣区市連携イメージ

3 各主体の役割

各主体の役割

区
民

- ◆ 道路沿いや庭、ベランダ、屋上、壁面など、身近な場所でみどりをつくり育てていきましょう。区民全員が1人あたり1平方メートルの緑をつくると、緑被率が約1.2%上昇します。
- ◆ 身近な街路や公園の緑などに関心を持ち、地域のみどりを育てる活動に積極的に参加しましょう。公園などの公共の場での地域活動や身近な場所でのみどりづくりが地域のつながりを深め、地域力がアップします。
- ◆ みどりを知りみどりに親しむ機会（イベントなど）に参加し、みどりについて学び、地域での活動に活かしましょう。
- ◆ 事業者や行政と連携して、みどりのまちづくりを広げていきましょう。

事
業
者

- ◆ 事業所内を積極的に緑化し、適切に維持管理しましょう。
- ◆ 事業所内のオープンスペース*を開放するなど、地域の人と一緒に楽しめるみどりづくりを行い、地域社会に貢献しましょう。
- ◆ 地域活動へ積極的に参加し、さまざまなみどりに関する活動を通じて地域との絆を深め、地域からも愛されるみどりを育てていきましょう。
- ◆ みどりを通じた社会貢献活動（CSR活動）を事業所の姿勢としてアピールしましょう。
- ◆ 地域住民や行政と連携して、みどりに関する活動を広げていきましょう。

行
政

- ◆ 区民、事業者、団体との連携を深め、みどりのまちづくりを進める先導役となります。
- ◆ 区民、事業者、団体が進めるみどりのまちづくりへの関心を高めるため、みどりの助成制度の拡充や情報提供などを積極的に行います。
- ◆ 公園、道路、公共施設などでみどりづくりを積極的に進めます。
- ◆ 第3章に掲げる周辺自治体との広域連携方針に基づき、国、都、近隣自治体と連携し、効果的にみどりのまちづくりを進めます。

グリーンプランおおた推進会議は、学識経験者、区民委員、事業者委員及び区委員によって構成される会議体で、様々な視点からの意見交換を行い、課題の整理や改善策の検討をする目的としています。

今後は、計画の進捗管理に加え、新たなみどりの取組の展開を議題として、計画のさらなる推進へと繋げていきます。

